

寄付会員について

2013年8月21日決定

平成24年4月22日開催の第2回定時社員総会にて承認された「平成24年度事業計画」第1項に基づき、寄附会員の資格認定及び提供すべき便宜につき以下の通り定める。

第1条

当法人に対する寄附は一口金1,000円とし、一口以上の寄附を行った者を寄附会員とする。

第2条

寄附会員に対しては、その寄附額に応じて以下の便宜を提供する。便宜提供の期間は、寄附実施後一年を経た当該月の月末とする。

- (1) 寄附一口の寄附会員：毎月のニュースレターを送付する。
- (2) 寄附二口以上の寄附会員：上記のニュースレターに加え、PSI@ウィキの閲覧を認める。